

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成22年3月17日

【四半期会計期間】 第42期第1四半期(自平成21年11月1日至平成22年1月31日)

【会社名】 東日本ハウス株式会社

【英訳名】 HIGASHI NIHON HOUSE CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 成田和幸

【本店の所在の場所】 岩手県盛岡市長田町2番20号

(注)上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は
下記「最寄りの連絡場所」で行っております。

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区飯田橋四丁目3番8 東日本飯田橋ビル

【電話番号】 (03)5215 9905

【事務連絡者氏名】 取締役経理・財務担当 青苺雅肥

【縦覧に供する場所】

東日本ハウス株式会社 札幌支店
(北海道札幌市西区二四軒三条四丁目1番8号)

東日本ハウス株式会社 埼玉支店
(埼玉県さいたま市北区土呂町二丁目22番地9)

東日本ハウス株式会社 横浜支店
(神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目3番地1)

東日本ハウス株式会社 名古屋支店
(愛知県名古屋市中区千代田五丁目11番35号)

東日本ハウス株式会社 大阪南営業所
(大阪府堺市西区浜寺船尾町西五丁68番)

株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第41期第1四半期 連結累計(会計)期間	第42期第1四半期 連結累計(会計)期間	第41期
会計期間	自平成20年11月1日 至平成21年1月31日	自平成21年11月1日 至平成22年1月31日	自平成20年11月1日 至平成21年10月31日
売上高(百万円)	8,789	9,096	52,637
経常損益(は損失)(百万円)	1,328	860	1,699
四半期(当期)純損益(は損失)(百万円)	1,547	922	1,353
純資産額(百万円)	5,086	6,206	7,444
総資産額(百万円)	46,612	43,226	43,533
1株当たり純資産額(円)	9.95	18.85	38.45
1株当たり四半期(当期)純損益金額 (は損失)(円)	28.80	17.59	20.46
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)			14.01
自己資本比率(%)	10.7	14.1	16.9
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	6,874	3,412	36
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	24	166	959
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	3,228	4,029	2,551
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	1,732	2,380	1,929
従業員数(人)	1,692	1,591	1,646

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第41期第1四半期連結累計(会計)期間及び第42期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、四半期純損失を計上しているため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、連結子会社である東日本沢内総合開発㈱は、平成22年2月1日をもって㈱銀河高原ビールに商号変更しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年1月31日現在

従業員数(人)	1,591〔418〕
---------	------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年1月31日現在

従業員数(人)	1,222〔127〕
---------	------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

住宅事業、ホテル事業及びその他事業のうちの不動産賃貸事業は、生産実績を定義することが困難であるため、その他事業に含まれるビールの生産実績を記載しております。

当第1四半期連結会計期間における生産の実績は、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの情報	生産高 (kl)	前年同四半期比 (%)
その他事業 (ビール)	476	+47.8

(2) 受注状況

当社グループでは、当社の受注が大部分を占めているため、当社の受注状況を記載しております。

当第1四半期連結会計期間における受注工事高及び施工高の状況は、次のとおりであります。

期別	部門別	期首繰越 工事高 (百万円)	期中 受注工事 高 (百万円)	計 (百万円)	期中完成 工事高 (百万円)	次期繰越工事高 (百万円)		期中 施工高 (百万円)	
						手持 工事高	うち施工高		
前第1四半期連結会計期間 (自平成20年11月1日 至平成21年1月31日)	建築部門	24,357	6,103	30,461	5,329	25,132	20.1%	5,049	7,371
	不動産部門	530	388	918	349	569			
	計	24,888	6,492	31,380	5,679	25,701			
当第1四半期連結会計期間 (自平成21年11月1日 至平成22年1月31日)	建築部門	20,452	5,828	26,281	2,964	23,316	18.2%	4,239	5,869
	不動産部門	525	1,094	1,619	344	1,275			
	計	20,977	6,923	27,901	3,308	24,592			

(注) 1 上記金額は全て販売価額により表示しております。

2 前期以前に受注した工事で契約の更改により請負金額に変更があるものについては、期中受注工事高にその増減額を含んでおります。従って期中完成工事高にも、かかる増減額が含まれております。

3 次期繰越工事高の施工高は、未成工事支出金により手持工事高の施工高を推定したものであります。

4 期中施工高は(期中完成工事高+次期繰越施工高-前期末繰越施工高)に一致いたします。

5 建築部門の完成工事高は、通常の営業形態として、季節的変動要因により、第1四半期連結会計期間の完成工事高は低水準となり、第4四半期連結会計期間の完成工事高は高水準となる傾向にあります。

6 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

7 当第1四半期連結会計期間の期中完成工事高は、工事完成基準に拠っております。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比 (%)
住宅事業	6,448	+0.8
ホテル事業	2,389	+10.7
その他事業	258	+8.8
計	9,096	+3.5

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 総販売実績に対する割合が10%以上の相手先はありません。

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び当社の関係会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、経済政策の効果や生産調整が一段落したこと等により、設備投資及び雇用の過剰感はピークより幾分持ち直しているものの、円高及びデフレの影響による企業収益力の低下等の懸念から、業況判断は依然として厳しい状況が続いております。

住宅業界におきましても、住宅取得に関する各種減税措置、住宅版エコポイント制度、金利優遇政策等の支援効果はあったものの、雇用情勢や所得環境は依然として低水準が続いており、新規住宅着工戸数が低迷するなど市場は厳しい環境で推移いたしました。

こうした厳しい経営環境の中、当社グループは、経営資源を主力事業に集中し、お客様満足向上に注力した経営を柱に、デフレ環境に対応した値頃感のある商品の開発販売、営業力・提案力を強化するための社内研修・訓練などの人材育成に取り組んでまいりました。また、収益力改善を図るため、原価低減、経費節減を積極的に推し進めてまいりました。

この結果、当第1四半期連結会計期間の業績は、売上高90億96百万円（前年同四半期比3.5%増）営業損失6億92百万円（前年同四半期は10億99百万円の損失）、経常損失8億60百万円（前年同四半期は13億28百万円の損失）、四半期純損失9億22百万円（前年同四半期は15億47百万円の損失）となりました。

なお、当社グループの売上高は主力事業である住宅事業において季節的変動要因により第1四半期の完成工事高が低水準となるため、当第1四半期連結会計期間において四半期純損失を計上しております。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

<住宅事業>

住宅事業につきましては、当第1四半期連結会計期間から工事進行基準を適用したこと等により、売上高は64億48百万円（前年同四半期比0.8%増）、営業損失は5億94百万円（前年同四半期は11億11百万円の損失）となりました。

なお、業績の先行指標である受注状況については、前年同四半期比6.6%増と堅調に推移しております。

<ホテル事業>

ホテル事業につきましては、連結子会社である株式会社ホテル東日本の決算日変更に伴い平成21年10月1日から平成22年1月31日までの4ヶ月間を連結していること等により、売上高は23億89百万円（前年同四半期比10.7%増）、営業利益は80百万円（前年同四半期比65.8%減）となりました。

<その他事業>

その他事業につきましては、連結子会社である株式会社銀河高原ビール（平成22年2月1日付で東日本沢内総合開発株式会社から商号変更）の決算日変更に伴い平成21年10月1日から平成22年1月31日までの4ヶ月間を連結していること等により、売上高は2億58百万円（前年同四半期比8.8%増）、営業損失は4百万円（前年同四半期は11百万円の損失）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末と比較して4億50百万円増加し23億80百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、34億12百万円（前年同四半期比34億62百万円減）となりました。その主たる要因は、仕入債務の減少30億58百万円によるものであります。

当社グループの主力事業である住宅事業においては、季節的変動要因により第1四半期の完成工事高が低水準となり、第4四半期の完成工事高が高水準となる傾向があります。そのため、税金等調整前四半期純損失の計上、未成工事支出金の増加、仕入債務の減少等により、第1四半期の営業活動によるキャッシュ・フローは資金が減少する傾向にあります。

なお、当第1四半期連結会計期間においては、前第1四半期連結会計期間と比較して、工事進行基準の適用により未成工事支出金の増加による支出が減少し、仕入債務の減少による支出が減少した結果、営業活動に使用した資金は減少しております。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、1億66百万円（前年同四半期比1億42百万円増）となりました。その主たる要因は、固定資産の取得による支出1億39百万円によるものであります。

前第1四半期連結会計期間と比較して、固定資産の取得による支出が減少し、定期預金の払戻による収入が減少しております。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により獲得した資金は、40億29百万円（前年同四半期比8億1百万円増）となりました。その主たる要因は、短期借入金の純増加額50億31百万円及び長期借入金の純減少額12億34百万円によるものであります。

社債発行による収入が新規に発生し、前第1四半期連結会計期間に発生したB種優先株式の取得による支出が当第1四半期連結会計期間においては発生しておりません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

当社グループの主力事業である住宅業界においては、住宅取得に関する各種減税措置、住宅版エコポイント制度、金利優遇政策等の支援効果は期待されるものの、当面の間、雇用・所得環境の改善は見込み難しく、厳しい状況が続くものと思われまます。

この経営環境の中、当社グループでは、高品質を維持しながらコストダウンを図った、価格競争力のある商品の開発を推進しております。併せて、社内研修及び訓練により、営業力ならびに提案力を強化し、お客様満足の向上と地域密着型営業展開に努めてまいります。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は、3百万円であります。なお、この金額は外部に委託した試験費用のみであり、研究開発部門における人件費及び諸経費等は含まれておりません。また、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	93,821,000
A種優先株式	10,000,000
B種優先株式	4,000,000
計	107,821,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年1月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年3月17日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	45,964,842	同左	(株)ジャスダック 証券取引所	単元株式数 1,000株 (注) 4
A種優先株式 (注) 1	10,000,000	同左	非上場	単元株式数 1,000株 (注) 2.5.6
B種優先株式 (注) 1	3,000,000	同左	非上場	単元株式数 1,000株 (注) 3.5.6
計	58,964,842	同左		

(注) 1 A種優先株式及びB種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2 A種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質等

(1) A種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質は、次のとおりであります。

すべてのB種優先株式が当社に取得された場合に限り、当社はいつでもA種優先株式の全部または一部を買入れることができ、A種優先株式の株主は、A種優先株式の全部または一部の取得を当社に請求することができます。この取得価額は、当社普通株式の株価を基準として決定されます。なお、後記6 A種優先株式の内容(7)に記載のとおり、当社が、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合その他一定の場合には、取得価額について所定の調整が行われることがあります。

取得価額の決定の基準及び頻度

() 決定の基準

当社の取締役会が買入れを決定した日もしくはA種優先株主による取得請求があった日に先立つ60取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)

() 決定の頻度

随時(当社の取締役会が買入れを決定した場合、もしくはA種優先株主による取得請求があった場合)

取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

() 取得価額の下限

当社の取締役会の決定による買入の場合 200円

() 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

該当事項はありません。

提出会社の決定による優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項の有無

すべてのB種優先株式が当社に取得された場合に限り、いつでもA種優先株式の全部または一部を買入れることができる旨を定めております。

(2) A種優先株式にかかる取得請求権の行使に関する事項についてのA種優先株式の所有者との間の取決めの内容

すべてのB種優先株式が当社に取得されるまでの間は、すべてのB種優先株主の書面による事前の承諾がある場合を除き、A種優先株主はA種優先株式の取得請求権を行使することはできません。

- (3) 当社の株券の売買に関する事項についてのA種優先株式の所有者との間の取決めの内容
すべてのA種優先株式及びB種優先株式が当社に取得されるまでの間は、すべてのA種優先株主及びB種優先株主の書面による事前の承諾がある場合を除き、当社は普通株式を株主との合意により有償で取得することはできません。
- 3 B種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質等
- (1) B種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質は、次のとおりであります。
当社は、払込期日から7年後の応答日(以下、一斉転換基準日と言います。)に残存するB種優先株式すべてを取得し、普通株式を交付します。交付される普通株式数は、当社普通株式の株価を基準として決定されません。
取得価額の決定の基準及び頻度
- () 決定の基準
一斉転換基準日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所等における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)の90%
- () 決定の頻度
一斉転換基準日にB種優先株式が残存していた場合
取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
- () 取得価額の下限
B種優先株主の不利にならないよう時価による転換としたため、上記事項に関する定めはありません。
- () 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
B種優先株主の不利にならないよう時価による転換としたため、上記事項に関する定めはありません。
提出会社の決定による優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項の有無
払込期日の翌日以降、一斉転換基準日の前日までいつでも、B種優先株式の全部または一部を取得することができる旨を定めております。
- (2) B種優先株式にかかる取得請求権の行使に関する事項についてのB種優先株式の所有者との間の取決めの内容
上記事項に関する取決めはありません。
- (3) 当社の株券の売買に関する事項についてのB種優先株式の所有者との間の取決めの内容
すべてのA種優先株式及びB種優先株式が当社に取得されるまでの間は、すべてのA種優先株主及びB種優先株主の書面による事前の承諾がある場合を除き、当社は普通株式を株主との合意により有償で取得することはできません。
- 4 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
- 5 A種優先株式及びB種優先株式については、会社法第322条第2項による規定を定款に定めておりません。また、議決権を有しないA種優先株式及びB種優先株式は、資金調達の多様化及び資本の増強を図ることを目的として発行しております。
- 6 A種優先株式及びB種優先株式の内容は、次のとおりであります。

A種優先株式の内容

- (1) 剰余金の配当
当社は、定款第59条第1項に定める期末配当および同条第2項に定める剰余金の配当につき、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)およびA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対して、普通株主および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)への配当と同額の配当を行う。
- (2) 中間配当
当社は、定款第60条に定める中間配当を行うときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者への配当と同額の中間配当を行う。
- (3) 残余財産の分配
当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式1株当たり200円を普通株主または普通登録株式質権者に先立って支払い、普通株式1株当たりの残余財産分配額が200円を超える場合、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株式と同額になるまでの残余財産分配額をさらに支払う。
- (4) 議決権
A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。
- (5) 買入
当社は、すべてのB種優先株式が当会社に取得された場合に限り、いつでもA種優先株式の全部または一部を買入れることができる。この買入価額は、A種優先株式1株当たり、当社の取締役会が買入れを決定した日に先立つ60取引日の株式会社ジャスダック証券取引所(当社が株式会社東京証券取引所に上場した場合には株式会社東京証券取引所を指すものとし、以下「株式会社ジャスダック証券取引所等」という。)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。ただし、上記平均値が200円を下回る場合は、買入価額は、A種優先株式1株当たり200円とする。

(6) 取得請求権

A種優先株主は、平成20年11月1日以降、すべてのB種優先株式が当会社に取得された場合に限り、毎事業年度においていつでも、A種優先株式の全部または一部を、A種優先株式1株につき下記で定める金額(以下「A種優先株式償還請求対価」という。)を対価として取得することを当会社に請求すること(以下「A種優先株式償還請求」という。)ができる。かかるA種優先株式償還請求に基づく取得は、法令の定める範囲内で、かつ、当該取得日の直前に開催された定時株主総会終結日の最終における当会社の分配可能額の2分の1相当額から、当該定時株主総会終結日の翌日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの期間中にA種優先株式の取得を既に行ったかまたは行う決定を行った分の価額および当該期間中に行われた当会社の株式(種類の如何を問わない。)にかかる剰余金分配金額の合計額を控除した金額を限度とする。

「A種優先株式償還請求対価」は、A種優先株式償還請求のあった日に先立つ60取引日の株式会社ジャスダック証券取引所等における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

(7) 普通株式への取得請求権

A種優先株主は、下記の条件によりその有するA種優先株式の当会社の普通株式への転換(取得と引換えに当会社の普通株式を交付することをいう。以下同じ。)を請求することができる。

記

転換請求期間 平成19年11月1日から平成27年10月30日まで

当初転換価額 200円とする。

転換価額の調整

- () 当会社がA種優先株式を発行後、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

転換後の調整価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ア) 転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

(イ) 株式分割により普通株式を発行する場合

(ウ) 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合

- () 合併、会社分割、株式交換、株式移転、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、()に準じて適宜調整される。

- () 転換価額調整式で使用する時価は、上記() (ア)、(イ)、(ウ)の行為を行うことにつき当会社の取締役会の決定がなされた日に先立つ60取引日の株式会社ジャスダック証券取引所等における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

- () 転換の効力発生日に先立つ60取引日の株式会社ジャスダック証券取引所等における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)が記載の当初転換価額または、上記()ないし()により算出された転換価額を下回る場合、当該平均値を転換価額とする。ただし、当該転換価額は60円を下回らないものとする。

転換により発行すべき普通株式数 A種優先株式の転換により発行すべき当会社の普通株式数はA種優先株主が転換請求のために提出したA種優先株式の発行価額の総額を転換価額で除した数とする。普通株式の数の算出に当たって1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従う。

転換の効力発生 転換の効力は、転換請求書およびA種優先株式の株券が当会社または当会社の指定する者に到着した日に発生する。

(8) 一斉取得条項

当会社は、転換請求期間の末日の翌日(以下「A種優先株式一斉転換基準日」という。)に残存するA種優先株式(なお、A種優先株式一斉転換基準日の前日までに、A種優先株式償還請求が行われたA種優先株式を除く。)を、同日の翌営業日以降の日で別途取締役会の定める日をもってすべて取得するものとする。当会社は、A種優先株式と引換えに、A種優先株式の発行価額の総額をA種優先株式1株当たり、転換請求期間の最終日に適用のあった転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。普通株式の数の算出に当たって1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従う。

(9) 株式の分割または併合、募集株式の割当を受ける権利等

当会社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式についての株式の分割または併合を行わない。当会社は、A種優先株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

B種優先株式の内容

(1) 剰余金の配当

当社は、B種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)およびB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対して、次に定める額の期末配当金(以下「B種優先配当金」という。)を金銭にて支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、下記に定める中間配当金(以下「B種優先中間配当金」という。)を支払ったときは、当該B種優先中間配当金を控除した額とする。

B種優先配当金

当社が定款第59条第1項に定める期末配当を行うときは、普通株主または普通登録株式質権者およびA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、その払込金額に、当該期末配当の基準日の属する事業年度における以下に定める配当年率(以下「B種優先株式配当年率」という。)を乗じて算出した額(ただし、平成19年10月31日を基準日とするB種優先配当金については、この額に、払込期日(同日を含む。)から平成19年10月31日(同日を含む。)までの期間につき1年365日として日割計算により算出される金額)(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)を支払う。

「B種優先株式配当年率」は、各事業年度について、次の算式により計算される年率とする。

- ・平成19年10月31日に終了する事業年度から平成21年10月31日に終了する事業年度の配当年率：7.00%
- ・平成22年10月31日に終了する事業年度から平成24年10月31日に終了する事業年度の配当年率：8.00%
- ・平成25年10月31日に終了する事業年度およびこれ以降の各事業年度の配当年率：9.00%

累積条項

ある事業年度に属する日を基準日とする剰余金の配当において、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積したB種未払配当金(以下「B種累積未払配当金」という。)については、当該翌事業年度以降に属する日を基準日とする剰余金の配当に際して、B種優先配当金、普通株主または普通登録株式質権者およびA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立って、B種累積未払配当金をB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う。

非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当をしない。

B種優先中間配当金

当社が定款第60条に定める中間配当を行うときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者およびA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき当該中間配当の基準日の属する事業年度に適用のあるB種優先株式配当年率を基準として算出したB種優先配当金の額の2分の1に相当する金額を優先中間配当金として支払う。

(2) 残余財産の分配

当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、B種優先株式1株当たり1,000円(以下「B種残余財産分配額」という。)に残余財産分配の日までの累積未払配当相当額を加算した金額を、普通株主または普通登録株式質権者およびA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に先立って、支払う。

(3) 議決権

B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。ただし、B種優先株主は、3事業年度連続してB種優先配当金を支払う旨の議案が定時株主総会に提出されない場合またはその議案が否決された場合、当該3事業年度のうち最終事業年度に関する定時株主総会の終結のときよりB種累積未払配当金相当額を含めたB種優先配当金の全部の支払いを受ける旨の剰余金処分議案決議がなされるまで、株主総会における議決権を有する。

(4) 取得請求権

B種優先株主は、払込期日の翌日以降、下記(6)に定める一斉転換基準日の前日(同日を含む。)までいつでも、B種優先株式の全部または一部を、B種優先株式1株につき下記に定める金額(以下「B種優先株式償還請求対価」という。)の金銭を対価として取得することを当会社に請求すること(以下「B種優先株式償還請求」という。)ができる。かかるB種優先株式償還請求に基づく取得は、法令の定める範囲内で、かつ、当該取得日の直前に開催された定時株主総会終結日の最終における当社の分配可能額の2分の1相当額から、当該定時株主総会終結日の翌日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの期間中にB種優先株式の取得を既に行ったかまたは行う決定を行った分の価額および当該期間中に行われた当社の株式(種類の如何を問わない。)にかかる剰余金分配金額の合計額を控除した金額を限度とする。

「B種優先株式償還請求対価」は、B種優先株式1株当たり、()B種残余財産分配額、()累積未払配当金相当額、および()払込金額相当額に取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対して対応する事業年度に適用されるB種優先株式配当年率の利率で計算される金額(かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。

(5) 随時取得条項

当社は、B種優先株式の全部または一部を、払込期日の翌日以降、下記(6)に定めるB種優先株式一斉転換基準日の前日(同日を含む。)までいつでも、当社の取締役会決議に基づき、B種優先株式1株につき、下記に定める金額(以下「B種優先株式随時取得対価」という。)の金銭を支払うことと引換えに、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、取得することができる。一部を取得するときは、按分比例の方法により行う。

「B種優先株式随時取得対価」は、B種優先株式1株当たり、()B種残余財産分配額、()払込金額相当額に払込期日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対して下記に定める随時取得金額算定利率の利率で計算される金額(1事業年度に満たない期間についてはかかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)、()累積未払配当金相当額、および()払込金額相当額に取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対して対応する事業年度に適用されるB種優先株式配当年率の利率で計算される金額(かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。

「随時取得金額算定利率」は、払込期日から4年後の応当日以降に終了する事業年度の末日まで年率2.00%、かかる事業年度の末日の翌日以降は年率3.00%とする。

(6) 一斉取得条項

当社は、払込期日から7年後の応当日(以下「B種優先株式一斉転換基準日」という。)に残存するB種優先株式(なお、B種優先株式一斉転換基準日の前日までに、B種優先株式償還請求が行われたB種優先株式または上記(5)に定める取得条項に基づく取得が行われたB種優先株式を除く。)を、B種優先株式一斉転換基準日の翌営業日以降の日で別途取締役会で定める日をもってすべて取得するものとする。当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株式1株当たり、()B種残余財産分配額、()累積未払配当金相当額、および()払込金額相当額にB種優先株式一斉転換基準日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日(同日を含む。)からB種優先株式一斉転換基準日の前日(同日を含む。)までの期間に対して対応する事業年度に適用されるB種優先株式配当年率の利率で計算される金額(かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和を、B種優先株式一斉転換基準日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)の90%(ただし、当該価格が算定できない場合は、当社とB種優先株主が別途合意する第三者機関の算定する時価の90%とする。なお、第三者機関の指名に関する協議開始後30日以内に合意に達しない場合は、当社とB種優先株主がそれぞれ指名した第三者機関の算定する時価の平均値の90%とする。)(以下「一斉転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値および一斉転換価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。普通株式の数の算出に当たって1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従う。

(7) 株式の分割または併合、募集株式の割当を受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式についての株式の分割または併合を行わない。当社は、B種優先株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(8) 優先順位

A種優先株式にかかる残余財産の分配の順位は、普通株式に優先し、B種優先株式にかかる優先配当金の支払いおよび残余財産の分配の順位は、A種優先株式および普通株式に優先する。

すべてのB種優先株式が当社に取得されるまでの間は、すべてのB種優先株主の書面による事前の承諾がある場合を除き、当社はA種優先株式を株主との合意により有償で取得せず、またA種優先株主はA種優先株式償還請求できない。すべてのA種優先株式およびB種優先株式が当社に取得されるまでの間は、すべてのA種優先株主およびB種優先株主の書面による事前の承諾がある場合を除き、当社は普通株式を株主との合意により有償で取得しない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年11月1日～ 平成22年1月31日		58,964,842		3,873		20

(5) 【大株主の状況】

普通株式

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

A種優先株式

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

B種優先株式

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年10月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 10,000,000		
	B種優先株式 3,000,000		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 90,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 45,614,000	45,614	
単元未満株式	普通株式 260,842		
発行済株式総数	58,964,842		
総株主の議決権		45,614	

(注) 1 単元未満株式には、当社所有の自己株式222株が含まれております。

2 完全議決権株式(その他)の欄には、証券保管振替機構名義の株式8,000株(議決権8個)が含まれております。

3 A種優先株式及びB種優先株式の内容は、1「株式等の状況」(1)株式の総数等 発行済株式の注記に記載しております。

【自己株式等】

平成21年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東日本ハウス株	岩手県盛岡市長田町 2番20号	90,000		90,000	0.2
計		90,000		90,000	0.2

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成21年11月	12月	平成22年1月
最高(円)	125	136	130
最低(円)	98	106	113

(注) ジャスダック証券取引所における株価を記載しております。

A種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

B種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載しております。

なお、前第1四半期連結累計期間(平成20年11月1日から平成21年1月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成21年11月1日から平成22年1月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成21年11月1日から平成22年1月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間(平成20年11月1日から平成21年1月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、並びに当第1四半期連結会計期間(平成21年11月1日から平成22年1月31日まで)に係る四半期連結財務諸表及び当第1四半期連結累計期間(平成21年11月1日から平成22年1月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、優成監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年1月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	3,004	2,518
受取手形・完成工事未収入金等	812	1,531
未成工事支出金	1,056	990
販売用不動産	2,998	3,055
商品及び製品	64	86
仕掛品	11	10
原材料及び貯蔵品	309	283
繰延税金資産	1,431	1,430
その他	1,117	870
貸倒引当金	14	19
流動資産合計	10,789	10,756
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物	42,563	42,548
機械・運搬具及び工具器具備品	5,635	5,647
土地	11,375	11,375
リース資産	393	358
建設仮勘定	227	234
減価償却累計額及び減損損失累計額	30,487	30,163
有形固定資産計	29,707	30,001
無形固定資産	700	745
投資その他の資産		
投資有価証券	140	138
長期貸付金	410	418
繰延税金資産	16	16
破産更生債権等	1,816	1,816
その他	1,753	1,762
貸倒引当金	2,121	2,122
投資その他の資産計	2,015	2,030
固定資産合計	32,423	32,777
繰延資産		
社債発行費	12	-
繰延資産合計	12	-
資産合計	43,226	43,533

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年1月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年10月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	2,499	5,582
短期借入金	6,281	1,250
1年内償還予定の社債	100	-
1年内返済予定の長期借入金	1,891	2,052
未払法人税等	36	99
未成工事受入金	2,512	2,129
完成工事補償引当金	223	232
賞与引当金	206	515
その他	1,842	2,031
流動負債合計	15,592	13,893
固定負債		
長期借入金	17,432	18,505
社債	400	-
繰延税金負債	0	0
退職給付引当金	1,639	1,653
役員退職慰労引当金	431	491
その他	1,523	1,544
固定負債合計	21,427	22,196
負債合計	37,019	36,089
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,873	3,873
資本剰余金	428	428
利益剰余金	1,827	3,071
自己株式	18	17
株主資本合計	6,110	7,355
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2	3
評価・換算差額等合計	2	3
少数株主持分	92	85
純資産合計	6,206	7,444
負債純資産合計	43,226	43,533

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年11月1日 至平成21年1月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年11月1日 至平成22年1月31日)
売上高	1 8,789	1 9,096
売上原価	5,778	5,630
売上総利益	3,011	3,466
販売費及び一般管理費	2 4,111	2 4,159
営業損失()	1,099	692
営業外収益		
受取利息	3	2
持分法による投資利益	-	2
その他	24	36
営業外収益合計	28	40
営業外費用		
支払利息	217	194
持分法による投資損失	1	-
その他	38	14
営業外費用合計	257	208
経常損失()	1,328	860
特別利益		
固定資産売却益	0	-
貸倒引当金戻入額	-	4
特別利益合計	0	4
特別損失		
固定資産除却損	-	7
販売用不動産評価損	95	-
その他	5	3
特別損失合計	100	11
税金等調整前四半期純損失()	1,428	867
法人税、住民税及び事業税	95	48
法人税等調整額	9	0
法人税等合計	104	48
少数株主利益	14	7
四半期純損失()	1,547	922

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年11月1日 至平成21年1月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年11月1日 至平成22年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	1,428	867
減価償却費	316	396
貸倒引当金の増減額(は減少)	110	2
賞与引当金の増減額(は減少)	285	308
完成工事補償引当金の増減額(は減少)	1	9
退職給付引当金の増減額(は減少)	8	14
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	7	60
受取利息及び受取配当金	4	2
支払利息	217	194
持分法による投資損益(は益)	1	2
固定資産除売却損益(は益)	4	7
売上債権の増減額(は増加)	1,049	722
未成工事支出金の増減額(は増加)	1,578	66
その他のたな卸資産の増減額(は増加)	115	51
仕入債務の増減額(は減少)	4,902	3,058
未成工事受入金の増減額(は減少)	1,035	383
その他	526	507
小計	6,342	3,143
利息及び配当金の受取額	6	2
利息の支払額	206	193
法人税等の支払額	332	78
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,874	3,412
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	35
定期預金の払戻による収入	240	0
有形及び無形固定資産の取得による支出	288	139
有形及び無形固定資産の売却による収入	0	-
投資有価証券の売却による収入	18	-
貸付けによる支出	0	-
貸付金の回収による収入	3	1
その他	2	6
投資活動によるキャッシュ・フロー	24	166
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	5,100	5,031
長期借入れによる収入	150	48
長期借入金の返済による支出	1,216	1,282
セールアンドリースバックによる収入	80	65
リース債務の返済による支出	5	34
社債の発行による収入	-	486
配当金の支払額	351	284
自己株式の取得による支出	529	0
自己株式の売却による収入	0	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,228	4,029
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,671	450
現金及び現金同等物の期首残高	5,493	1,929
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	90	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,732	2,380

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自平成21年11月1日至平成22年1月31日)	
1 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更	従来、連結子会社のうち決算日が8月31日であった(株)東日本ウッドワークス北海道、(株)東日本ウッドワークス中部及び9月30日であった(株)ホテル東日本、(株)東京工務店、(株)銀河高原ビール(平成22年2月1日付で東日本沢内総合開発(株)から商号変更)については、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っておりましたが、各社が決算日を10月31日に変更したことにより、当第1四半期連結累計期間は各々平成21年9月1日から平成22年1月31日までの5カ月間及び平成21年10月1日から平成22年1月31日までの4ヶ月間を連結しております。
2 会計処理基準に関する事項の変更	<p>完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更</p> <p>請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日)を当第1四半期連結会計期間より適用し、当第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第1四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事(工期がごく短期間のを除く)については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法による)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p> <p>これにより、売上高は2,506百万円増加し、営業損失、経常損失ならびに税金等調整前四半期純損失は、それぞれ684百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自平成21年11月1日至平成22年1月31日)	
(四半期連結貸借対照表関係)	<p>前第1四半期連結会計期間において、「その他のたな卸資産」として掲記されていた「販売用不動産」「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)の適用に伴い、当第1四半期連結会計期間から区分掲記しております。なお、前第1四半期連結会計期間の「販売用不動産」「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ3,812百万円、37百万円、18百万円、350百万円であります。</p>
(四半期連結損益計算書関係)	<p>前第1四半期連結会計期間において、特別損失の「その他」に含めて表示していた「固定資産除却損」は、特別損失総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結会計期間においては、区分掲記しております。なお、前第1四半期連結会計期間の特別損失の「その他」に含まれる「固定資産除却損」は、4百万円であります。</p>

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自平成21年11月1日至平成22年1月31日)	
1 貸倒見積高を算定する方法	一般債権の貸倒実績高の算定については、前連結会計年度末に算定した値と著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度において算定した貸倒実績率に基づき計上しております。
2 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法による減価償却費の方法を採用している固定資産の減価償却費については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して計上しております。
3 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降において業績及び一時差異の発生に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度において使用した将来の業績予測に基づいております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年1月31日)	前連結会計年度末 (平成21年10月31日)
保証債務 下記の住宅購入者その他に対する金融機関の融資等について保証を行っております。 住宅購入者等 1,755百万円 その他 1 連結子会社以外の関係会社 東日本テック㈱ 2百万円 計 1,759 なお住宅購入者等に係る保証の大半は、保証会社が金融機関に対し保証を行うまでのつなぎ保証であります。	保証債務 下記の住宅購入者その他に対する金融機関の融資等について保証を行っております。 住宅購入者等 1,953百万円 その他 2 連結子会社以外の関係会社 東日本テック㈱ 2百万円 計 1,959 なお住宅購入者等に係る保証の大半は、保証会社が金融機関に対し保証を行うまでのつなぎ保証であります。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年11月1日 至平成21年1月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年11月1日 至平成22年1月31日)
1 当社グループは、通常の営業形態として、季節的変動要因により、第1四半期連結会計期間の完成工事高は低水準となり、第4四半期連結会計期間の完成工事高は高水準となる傾向にあります。	1 同左
2 販管費及び一般管理費の主な内訳は次のとおりです。 従業員給料手当 1,424百万円 賞与引当金繰入額 157 役員退職慰労引当金繰入額 33	2 販管費及び一般管理費の主な内訳は次のとおりです。 従業員給料手当 1,432百万円 賞与引当金繰入額 138 役員退職慰労引当金繰入額 16 退職給付費用 52

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年11月1日 至平成21年1月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年11月1日 至平成22年1月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年1月31日現在) 現金預金勘定 2,260百万円 預入期間が3か月を超える定期預金 97 担保差入定期預金 390 別段預金 40 現金及び現金同等物 1,732	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年1月31日現在) 現金預金勘定 3,004百万円 預入期間が3か月を超える定期預金 197 担保差入定期預金 390 別段預金 36 現金及び現金同等物 2,380

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年1月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年11月1日至平成22年1月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	45,964,842
A種優先株式(株)	10,000,000
B種優先株式(株)	3,000,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	92,570

3 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年1月28日 定時株主総会	普通株式	91	2.00	平成21年10月31日	平成22年1月29日	利益剰余金
平成22年1月28日 定時株主総会	A種優先株式	20	2.00	平成21年10月31日	平成22年1月29日	利益剰余金
平成22年1月28日 定時株主総会	B種優先株式	210	70.00	平成21年10月31日	平成22年1月29日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年11月1日至平成21年1月31日)

	住宅事業 (百万円)	ホテル事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	6,394	2,157	237	8,789		8,789
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		0		0	(0)	
計	6,394	2,157	237	8,790	(0)	8,789
営業利益又は営業損失()	1,111	236	11	886	(212)	1,099

当第1四半期連結累計期間(自平成21年11月1日至平成22年1月31日)

	住宅事業 (百万円)	ホテル事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	6,448	2,389	258	9,096		9,096
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	4	23	5	33	(33)	
計	6,453	2,412	263	9,129	(33)	9,096
営業利益又は営業損失()	594	80	4	518	(174)	692

(注) 1. 事業区分の方法

事業区分は事業の種類、販売市場等を考慮して決定しており、事業区分毎の主な内容は次のとおりであります。

住宅事業	一般住宅、集合住宅の請負建築工事、建売住宅、住宅用宅地の販売、住宅部材の製造販売、不動産売買等
ホテル事業	ホテル業、レストランの経営、披露宴・パーティー等の請負に関する事業
その他事業	オフィスビルの賃貸等、ビールの製造・販売、他

2. 会計処理の方法の変更

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方によった場合に比べて住宅事業に係る売上高は2,506百万円増加し、営業損失は684百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年11月1日至平成21年1月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年11月1日至平成22年1月31日)

在外連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年11月1日至平成21年1月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年11月1日至平成22年1月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年1月31日)		前連結会計年度末 (平成21年10月31日)	
1株当たり純資産額	18円85銭	1株当たり純資産額	38円45銭

2 1株当たり四半期純損失金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年11月1日 至平成21年1月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成21年11月1日 至平成22年1月31日)	
1株当たり四半期純損失金額()	28円80銭	1株当たり四半期純損失金額()	17円59銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、四半期純損失を計上しているため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、四半期純損失を計上しているため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年11月1日 至平成21年1月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年11月1日 至平成22年1月31日)
四半期純損失()(百万円)	1,547	922
普通株式及び普通株主と同等の株主に 帰属しない金額(百万円)(注)	61	60
普通株主及び普通株式と同等の株式に 係る四半期純損失()(百万円)	1,609	982
普通株式及び普通株式と同等の株式の 期中平均株式数の種類別の内訳		
普通株式(株)	45,880,426	45,873,565
A種優先株式(株)	10,000,000	10,000,000
普通株式及び普通株式と同等の株式の 期中平均株式数(株)	55,880,426	55,873,565

(注) B種優先株式に係る累積未払配当金額であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 3月16日

東日本ハウス株式会社
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 善孝 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 須永 真樹 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮崎 哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東日本ハウス株式会社の平成20年11月1日から平成21年10月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年11月1日から平成21年1月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東日本ハウス株式会社及び連結子会社の平成21年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載の通り、会社は第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号）を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年3月16日

東日本ハウス株式会社
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 善孝 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 須永 真樹 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮崎 哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東日本ハウス株式会社の平成21年11月1日から平成22年10月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年11月1日から平成22年1月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年11月1日から平成22年1月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東日本ハウス株式会社及び連結子会社の平成22年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更2に記載のとおり、会社は第1四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。